明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一六）　一
〔告　示〕
○即席めん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約外二十二件の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁一）　三
○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（厚生労働三〇）　一五
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十三年度地方団体の歳入歳出総額の見込額（内閣）　三三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四五
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人中小企業基盤整備機構入札、司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会裁決・司法修習委員会規則中一部改正・弁護士推薦委員会規則中一部改正関係　八〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　八五
会社その他
会社決算公告　八六
　八九

省令

○厚生労働省令第十六号

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）第三条第一項の規定に基づき、外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月十日

厚生労働大臣　細川　律夫

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号を削り、同項第三号中「看護師等」を「法第二条第四号ハからヨまでに掲げる資格（以下「看護師等」という。）」に改め、「書面」の下に「の写し」を加え、同号を同項第二号とし、同項中第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「記載した医師」の下に「（外国において医師に相当する資格を有する者を含む。）」を、「診断書」の下に「（前項に規定する者が自ら作成したものを除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項中第八号及び第九号を削り、同項第十号を同項第七号とし、同項第十一号を同項第八号とし、同項第十二号を同項第九号とし、同条第四項中「第二項第十一号」を「第二項第八号」に改める。